

議会改革

主な協議内容

◎一般質問が「対面方式」になるように、来年第1回定例会までに演台を設置することに決定しました。

対面方式で町長や執行部に向かつて質問をすることで、緊張感をもって議論が行え、活性化した議会が望めます。

◎次回委員会で、各委員が新たな議会改革案を提出し、協議していくことにしました。

一般質問

町政を問う



一般質問とは、

議員の日常活動や考え方にに基づき、町の行政全般のさまざまなテーマについて、町の施策や状況の報告、説明を求めたりする質問のことです。年に4回開催する定例会の最終日に行います。

【議会改革Q&A】

Q 議会改革特別委員会を設置したのはいつ。

A 平成24年9月議会に議員発議し設置しました。

Q 議会基本条例を制定したのは。

A あるべき議会の姿を求め、平成27年9月に制定しました。

Q 議会報告会を始めたのは。

A 議会の透明性や、親しみやすい議会を求め、平成27年5月から開始しました。

Q 議員定数を減らしたのは。

A 行財政改革により、平成27年11月から2人減らし現在の10人になりました。

※その他、先進地視察・研修会への参加など積極的に推し進めています。